第２表　申請事業の電気の使用量

１．申請事業の日本標準産業分類への該当

申請事業において製造する製品又は提供するサービス (注8)			
当該申請事業の日本標準産業分類への該当 (注9)			
日本標準産業分類上の事業の種類		日本標準産業分類上の事業の分類番号	

（注８）　申請事業において製造する製品又はサービスの内容を具体的に記載すること。

（注９）　原則として、日本標準産業分類の細分類に該当する業種名及び分類番号を記載すること。

２．申請事業の電気の使用量 (注10)

番号	事業所の名称	事業所の所在地	共同受電又はテナント受電 (注11) ※共同受電に該当する場合は、当該事業所について第４表を作成	申請事業の電気の使用量
1		（〒　－　）	□共同受電形態をとる □テナント受電形態をとる □共同又はテナント受電形態をとらない	【１】（第３表の【１１】を転載） ＿＿＿＿＿＿ kWh
2		（〒　－　）	□共同受電形態をとる □テナント受電形態をとる □共同又はテナント受電形態をとらない	【２】（第３表の【１９】を転載） ＿＿＿＿＿＿ kWh
3		（〒　－　）	□共同受電形態をとる □テナント受電形態をとる □共同又はテナント受電形態をとらない	【３】（第３表の【２７】を転載） ＿＿＿＿＿＿ kWh
			合　計	【４】 ＿＿＿＿＿＿ kWh

（注10）　申請事業を営む事業所が４つ以上になる場合は、枠の追加を行うこと。

（注11）　共同受受電とは事業所を別にする複数の需要家が１つの需給地点を設定して小売電気事業者等と１つの需給契約を締結する受電方式。テナント受電とは事業所を一にする複数の需要家が、１つの需給地点を設定して小売電気事業者等と１つの需給契約を締結する受電方式。

第３表　申請事業を営む事業所における事業ごとの電気の使用量 (注12・注13)

１．事業所１（　　）(注14)に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注15・16)		電気の使用量
	指標 (注17)　　構成割合 (注19)		
申請事業	【5】（単位 (注18)：　）	【8】(=【5】÷【7】×100)　％	【11】(=【8】×【10】)　kWh
申請事業以外の事業	【6】（単位 (注18)：　）	【9】(=【6】÷【7】×100)　％	【12】(=【9】×【10】)　kWh
事業所全体の値	【7】(=【5】+【6】)（単位 (注18)：　）	％	【10】：申請者が使用した総量 (注20)　kWh
			事業所全体の電気の使用量 (注20)　kWh

２．事業所２（　　）(注14)に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注15・16)		電気の使用量
	指標 (注17)　　構成割合 (注19)		
申請事業	【13】（単位 (注18)：　）	【16】(=【13】÷【15】×100)　％	【19】(=【16】×【18】)　kWh
申請事業以外の事業	【14】（単位 (注18)：　）	【17】(=【14】÷【15】×100)　％	【20】(=【17】×【18】)　kWh
事業所全体の値	【15】(=【13】+【14】)（単位 (注18)：　）	％	【18】：申請者が使用した総量 (注20)　kWh
			事業所全体の電気の使用量 (注20)　kWh

３．事業所３（　　）(注14)に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注15・16)		電気の使用量
	指標 (注17)　　構成割合 (注19)		
申請事業	【21】（単位 (注18)：　）	【24】(=【21】÷【23】×100)　％	【27】(=【24】×【26】)　kWh
申請事業以外の事業	【22】（単位 (注18)：　）	【25】(=【22】÷【23】×100)　％	【28】(=【25】×【26】)　kWh
事業所全体の値	【23】(=【21】+【22】)（単位 (注18)：　）	％	【26】：申請者が使用した総量 (注20)　kWh
			事業所全体の電気の使用量 (注20)　kWh

（注12）　第３表に記載できる電気の使用量は、小売電気事業者等より直接又は間接に供給を受けたものに限る。このため、自家発電設備から供給を受けた電気その他小売電気事業者等以外から供給を受けた電気の使用量は、ここに計上してはならない。

（注13）　申請事業を営む事業所が４つ以上になる場合は、表の追加を行うこと。

（注14）　（　　）内には事業所名を記載する(略称可)。

（注15）　経済的指標とは、当該事業所において複数の事業が営まれている場合に、当該事業所における各事業の売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれかの値を指す。ただし、事業所において営まれる事業が１つしか存在しない場合、経済的指標の記載は不要であるものの、申請事業及び事業所全体の数値については記載する必要がある。
また、経済的指標は全事業所共通の指標を使用すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な事業所は除く。

（注16）　経済的指標を用いる場合は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎として、その根拠となる資料を用意する。経済的指標のうち、「申請事業」「申請事業以外の事業」「事業所全体の値」については、公認会計士又は税理士に確認を求めること。また、申請時には、当該根拠資料及び公認会計士又は税理士の確認の書面を別途提出すること。